

○環境特別委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先		付委員託会	議員決会	議本会議	付委員託会	議員決会	議本会議	付委員託会	議員決会	議本会議	備考	
		衆	月日											
73	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	元、三、四	元、三、四 (予)	可	元、六、三 決	可元、六、三 決	環境	元、三、四	可	元、五、三 決	可元、六、八 決	議本会議	衆議院	
		三、〇	三、〇 (予)	可	大、三	可元、六、三 決	環境	元、三、四 境	可	元、五、三 決	可元、六、八 決	議本会議	衆議院	
				決	大、三	大、三	可	大、三	決	大、三	大、三	議本会議	衆議院	

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、人の健康に被害を及ぼすおそれがある石綿（アスベスト）等による大気汚染を防止するため、石綿製品等製造工場について新たに定量的な規制基準を定めるなど所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人の健康に被害を及ぼすおそれがある石綿その他の粉

じん状の物質を「特定粉じん」とし、その他の粉じんを「一般粉じん」として所要の規制にからしめること。
二、規制基準として、特定粉じんを発生する施設を設置する工場または事業場について、敷地の境界線における特定粉じんの濃度の許容限度を定めること。
三、特定粉じんを発生する施設の設置等に当たっては、あらかじめ都道府県知事に届け出こととし、当該届け出に係る施設について特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認めるときは、都道府県知事は計画変更命令等

を行ふことができる」と。

四、特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認める工場または事業場に対して、都道府県知事は改善命令等を行うことができる」と。

五、右の措置の履行を確保するため、事業者に測定義務を課すほか、所要の罰則等を設けるなど必要な規定の整備を行うこと。

六、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず二法律案の内容について申し上げます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、石綿等による大気汚染を防止するため、石綿製品等製造工場から発生する石綿その他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定粉じんにつきまして、規制基準を定めることとしております。特定粉じん発生施設の設置にあたっては届け出

を義務づけ、規制基準に適合しないと認めるときは計画変更または改善等を命ぜられることとするとともに、事業者に測定義務を課すほか、所要の罰則等の措置を講じようとするものであります。

次に水質汚濁防止法の一部を改正する法律案は、有害物質による地下水の汚染及び有害物質の流出事故による環境汚染の防止を図るために必要な措置を講じようとするものであります。

まず地下水の汚染防止につきましては、特定事業場からの有害物質を含む水の地下への浸透を禁止することとしております。これを担保するため、有害物質を使用する特定施設の設置の届け出を義務づけ、有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあると認めるときは、計画変更または改善等を命ぜることができるとともに、報告の徴収及び立ち入り検査を行えるものとしております。

さらに地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとし、このため、水質の測定、記録、公表を義務づけております。

また事故につきましては、事業者に応急の措置及び届け出を義務づけるとともに、汚染拡大防止のための措置を

命することができる」ととしております。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審査を進め、各般の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、採決を行いましたところ、両案は全会一致をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもつて付されました。

以上、御報告申し上げます。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

要旨

本法律案は、有害物質による地下水の汚染の未然防止及び有害物質の流出事故による環境汚染の拡大の防止を図るため、必要な措置を講ずるための規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

目的に、地下水の水質の汚濁の防止を図ることを加えること。

一、特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質の製造、使用、処理をする特定施設からの有害物質を含む水の地下への浸透を禁止すること。

二、特定施設の設置の届け出等

有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、その施設の構造、汚水の処理の方法等を都道府県知事に届け出なければならないこと。

都道府県知事は、届け出に係る計画の変更、特定施設の改善等を命ずることができる」と、及び有害物質使用特定事業場に立ち入り、検査をさせることができること。

四、地下水の水質の監視測定

地下水の水質を常時監視することとし、都道府県知事は、その測定計画を作成するとともに、測定結果を公表しなければならないこと。

五、事故時の措置

事業者は、事業場内の事故により有害物質を含む水が排出され、または地下に浸透した際には、応急の措置を講ずるとともに、事故の状況等を都道府県知事に届け出なければならないこと。

六、罰則

改善命令等に違反した者に対する所要の罰則を適用すること。

七、施行期日等

この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一五一ページ参照